

## 条 例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「について」を「が当該営業を譲渡し、又は営業者について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該営業を譲り受けた者又は相続人」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 改正後の第十六条の規定は、この条例の施行の日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。